

登園許可書（医師記入）

千代田せいが保育園 園長殿

園児名

病名 「 」

月 日 より療養していましたが、症状も回復し集団生活に支障がない状態になったので

月 日 より登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

保育園・こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園・こども園生活が可能となつてからの登園であるようご配慮ください。

○ 医師が記入した登園許可書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症の1日前から発疹出現後4日目まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日間経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師が感染の恐れがないと認めるまで
感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること

担当医様

「登園許可書」は、集団保育での伝染病の広がりを防ぐ目的だけではなく、病気になった園児が健康を十分に取り戻すためにも必要な「取り決め」でもあることをご理解ください。

また、乳幼児では、かかりやすい病気の種類は頻度も「児童」とは異なるため、さらなるご配慮をお願いします。

なお、各医療機関で独自に作成した許可書をご使用いただいても構いません。